

社会福祉法人春日井市社会福祉協議会

委員会設置規程

(昭和55年規程第3号)

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会定款第33条第3項の規定に基づき、委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

2 委員会の設置については、この規程に基づくほか、要綱を以って設置することができる。

(委員の定数)

第2条 委員会の委員は、各15名以内とし、会長がこれを委嘱する。

(委員会の役員)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により定める。

(委員会の開催)

第4条 委員会は委員長が招集し、議長は委員長をもってあてる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報告)

第6条 委員長は、開催した委員会の会議の内容について、会長に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和55年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。